

令和3年2月10日
消 防 庁

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）に対する意見公募

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）の内容について、令和3年2月12日から令和3年3月15日までの間、意見を公募します。

1 改正内容

- 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）
 - 泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法並びに泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法に係る点検基準の一部を改正するため、昭和50年消防庁告示第14号の一部を改正するものです。
- 耐火電線の基準の一部を改正する件（案）
 - 最大使用電圧が60V以下の低圧ケーブルについて基準化するとともに、所要の規定の整備を行うため平成9年消防庁告示第10号の一部を改正するものです。
- 概要については、別紙1-2及び別紙2-2を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象
 - ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）
 - ・ 耐火電線の基準の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1-1及び別紙2-1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和3年3月15日（月）（必着）（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。



(事務連絡先)

消防庁予防課 桑折課長補佐、
五味事務官

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

意見公募要領

1 意見公募対象

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法並びに泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法に係る点検基準の一部を改正するため、昭和 50 年消防庁告示第 14 号の一部を改正するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和3年2月12日（金）から令和3年3月15日（月）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載する

ほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：五味

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）について令和 3 年 2 月
消 防 庁 予 防 課**【概要】**

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 の規定により、防火対象物（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1 第 20 項に規定するものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の点検（以下単に「点検」という。）が義務付けられている。泡消火設備は、令第 7 条第 2 項第 5 号に規定する消火設備にあたることから点検の対象となり、昭和 50 年消防庁告示第 14 号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）（以下「第 14 号告示」という。）別表第 5 に、それぞれ機器点検及び総合点検に係る基準が定められている。

今般、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学大学院教授）において、泡消火設備の一斉開放弁及び分布等の点検基準の合理化を図ることや、ペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩（以下「PFOS」という。）以外の化学物質を用いた泡消火設備についてもサンプリング検査を認めることについて必要性が明らかになったことを踏まえ、第 14 号告示を改正し、以下のとおり泡消火設備の点検基準を改正することとする。

（1） 泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法について

一斉開放弁の機器点検（機能に係るものに限る。）及び総合点検については、設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものにあつては、機器点検又は総合点検により、その機能が正常であることを確認した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に確認するものとする。

（2） 泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法について

泡消火薬剤の分布等については、設置又は泡消火薬剤の交換の日から 15 年（たん白泡消火薬剤を用いるものについては 5 年）を経過したものに限り確認するものとする。また、これまで、PFOS を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備についてのみ、泡消火薬剤の分布等に係る総合点検に代わる方法として、消火薬剤のサンプリング検査が認められていたところ、その他の化学物質を用いた泡消火薬剤についても認めることとする。

【施行日】

公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）第二第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 5 泡消火設備の点検基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>〔(1)～(8) 略〕</p> <p>〔9〕 <u>一斉開放弁（電磁弁を含む。）</u></p> <p>次の事項について実施すること。ただし、イの事項については、設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものにあつては、イの事項を実施した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に実施すること。この場合において、当該期間内に 2 の総合点検において (1) ア (イ) 又は イ (イ) の事項を確認したときは、その日に <u>おいて実施したものとみなす。</u></p> <p>エ 外形</p> <p>漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。</p> <p>イ 機能</p> <p><u>正常であること。</u></p> <p>〔(10)～(13) 略〕</p> <p>2 総合点検</p> <p>(1) 固定式の泡消火設備</p> <p>非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。</p> <p>ア ポンプ方式</p> <p>〔(7) 略〕</p> <p>(イ) <u>一斉開放弁（設置後 15 年を経過したものに限る。）</u>（設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものにあつては、総合点検において正常であることを確認した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に 1 の機器点検において (9) イの事項を実施したときは、その日において確認したものとみなす。）</p> <p>正常であること。</p> <p>(ウ) 分布等</p> <p>a 低発泡を用いるもの（設置後又は消火薬剤の交換後 15 年（たん白消火薬剤を用いるものにあつては 5 年）を経過したものに限る。）</p> <p>全放射区画数の 20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>消火薬剤の機能を</u></p>	<p>別表第 5 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔(1)～(8) 同上〕</p> <p>〔9〕 <u>一斉開放弁（電磁弁を含む。）</u></p> <p>漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。</p> <p>〔(10)～(13) 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>〔(7) 同上〕</p> <p>(イ) <u>一斉開放弁</u></p> <p>〔同上〕</p> <p>(ウ) 〔同上〕</p> <p>a 低発泡を用いるもの</p> <p>全放射区画数の 20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>ペルフルオロ</u>（オ</p>

<p>維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 略]</p> <p>[(イ) 略]</p> <p>イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式</p> <p>[(フ) 略]</p> <p>(1) <u>一斉開放弁</u> (設置後 15 年を経過したものに限り) (設置後 20 年を経過しないものにあっては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものにあっては、総合点検において正常であることを確認した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に 1 の機器点検において (9) イ の事項を実施したときは、その日において確認したものとみなす。)</p> <p>正常であること。</p> <p>(4) 分布等</p> <p> a 低発泡を用いるもの (設置後又は消火薬剤の交換後 15 年 (たん白泡消火薬剤を用いるものにあつては 5 年) を経過したものに限り)</p> <p> 全放射区画数の 20 % 以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>消火薬剤</u>の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 略]</p> <p>[(イ) 略]</p> <p>[(2) 略]</p>	<p><u>クタンシューアスルホン酸</u>又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であつて、<u>消火薬剤</u>の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 同上]</p> <p>[(イ) 同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>[(フ) 同上]</p> <p>(1) <u>一斉開放弁</u></p> <p>[同上]</p> <p>(4) [同上]</p> <p> a 低発泡を用いるもの</p> <p> 全放射区画数の 20 % 以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>ペルフルオロ (オクタンシューアスルホン酸)</u>又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であつて、<u>消火薬剤</u>の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 同上]</p> <p>[(イ) 同上]</p> <p>[(2) 同上]</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

意見公募要領

1 意見公募対象

耐火電線の基準の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

最大使用電圧が 60V 以下の低圧ケーブルについて基準化するとともに、所要の規定の整備を行うため平成9年消防庁告示第10号の一部を改正するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和3年2月12日（金）から令和3年3月15日（月）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。

不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：五味

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「耐火電線の基準の一部を改正する件(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

耐火電線の基準の一部を改正する件について令和 3 年 2 月
消 防 庁 予 防 課**【概要】**

自動火災報知設備の非常電源の配線に使用する電線については、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 24 条第 1 項第 4 号口の規定において、屋内消火栓設備の非常電源の配線に関する規則第 12 条第 1 項第 4 号ホの規定の例によることとされており、電線を耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護することが定められているほか、耐火電線の基準（平成 9 年消防庁告示第 10 号。以下「耐火電線告示」という。）に適合する電線を使用することができることとされているところである。

現行の耐火電線告示においては、使用電圧が低圧（交流において最大使用圧が 600V 以下）のものに使用できる低圧ケーブル又は高圧（交流において最大使用圧が 600V 超）のものに使用できる高圧ケーブルしか規定されていないため、使用電圧が非常に小さいものに使用する場合であっても、現行の低圧ケーブルの基準を満たす電線を用いる必要がある。

現在、自動火災報知設備の回路電圧については、最大使用電圧が 60V 以下のものが主流となっていることを踏まえ、今般、最大使用電圧が 60V 以下の低圧ケーブルについて基準化を行うとともに、所要の規定の整備を行うこととする。

【改正内容】**(1) 電線の定義**

現行においては、強電流電気の伝送に使用する電気導体（低圧ケーブル又は高圧ケーブル）のみが想定されているが、新たに弱電流電気の伝送に使用する電気導体を規定することとする。

(2) 小型加熱炉耐火試験の判定の基準**① 絶縁抵抗**

低圧ケーブルの絶縁抵抗の規定値のうち、加熱前の規定値については、「電気設備の技術基準の解釈」（平成 25 年 3 月 14 日付け 20130215 商局第 4 号。以下「電技解釈」という。）第 9 条第 1 項第 4 号口の規定により算出した絶縁抵抗値 50 メガオームを、加熱終了直前の規定値については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。以下「電技省令」という。）第 58 条に規定する電路の使用電圧が 300V を超えるものに係る絶縁抵抗値 0.4 メガオームを用いているところ。

60V 以下の低圧ケーブルについては、現行の低圧ケーブルの絶縁抵抗の規定値の考え方に準じ、加熱終了直前の規定値について、電技省令第 58 条に規定する電路の使用電圧が 300V 以下かつ対地電圧が 150V 以下のものに係る絶縁抵抗値 0.1 メガオームを用いることとする。

② 絶縁耐力

現行の低圧ケーブルの絶縁耐力の規定値のうち、加熱前及び加熱終了直後の規定値については、電技解釈第 9 条第 2 項第 4 号イに規定する耐電圧試験値（最小値）1500V を、加熱中の規定値については、低圧ケーブルの交流最大使用電圧 600V を用いているところ。

60V以下の低圧ケーブルについては、現行の低圧ケーブルの絶縁耐力の既定値の考え方に準じ、加熱前及び加熱終了直後の既定値については、電技解釈第181条第4項第4号に規定する小勢力回路用ケーブルの耐電圧試験値350Vを、加熱中の規定値については、小勢力回路用ケーブルの交流最大使用電圧60Vを用いることとする。

(3) その他

現行の小型加熱炉耐火試験及び大型加熱炉耐火試験の絶縁耐力における規定においては、低圧及び高圧ケーブルともに、加熱終了後における耐電圧試験を実施する具体的な時点を規定していないが、試験条件の違いによる影響が発生しないよう、最も厳しい条件である加熱終了直後に試験を実施することとする。

【施行期日】

公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ホロ（ただし書の規定に基づき、平成九年消防庁告示第十号（耐火電線の基準）の一部を次のように改正する。）

令和三年 月 日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ホ（ただし書に規定する電線（以下「耐火電線」という。）の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 電線 弱電流電気若しくは強電流電気の伝送に使用する電気導体（以下「導体」という。）、絶縁物で被覆した導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した導体をいう。
- 〔二〕八 略

第五 小型加熱炉耐火試験

小型加熱炉耐火試験は、次により行うものとする。

四 判定

小型加熱炉耐火試験の結果の判定は、試験体が次に掲げる条件に適合しているものを合格とすること。

- （一） 絶縁抵抗は、次の表イの上欄に掲げるケーブルの構造に応じ、同表下欄に掲げる箇所において、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が、次の表ロの上欄に掲げるケーブルの種類に応じ、同表下欄に掲げる絶縁抵抗値以上であること。

「イ 略」

ロ

ケーブルの種類	絶縁抵抗値（メガオーム）
低圧ケーブル	〔略〕
加熱終了直前	〇・四（〇・一）
〔略〕	

備考 括弧内の電圧は、使用電圧が六十ボルト以下の低圧ケーブルに適用する。

- （二） 絶縁耐力は、線を一括したものと固定線との間に、次の表の上欄に掲げるケーブルの種類に応じ、同表の中欄に掲げる五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧の交流電圧を加えた場合において、同表の下欄に掲げる時間これに耐えるものであること。

ケーブルの種類	交流電圧（ボルト）	時間（分）
低圧ケーブル	加熱前 千五百（三百五十）	一
	加熱中 六百（六十）	三十
	加熱終了直後 千五百（三百五十）	一
高圧ケーブル	〔略〕	〔略〕

第一 「同上」

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ニ（ただし書に規定する電線（以下「耐火電線」という。）の基準を定めるものとする。

第二 「同上」

〔同上〕

- 一 電線 強電流電気の伝送に使用する電気導体（以下「導体」という。）、絶縁物で被覆した導体又は絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した導体をいう。
- 〔二〕八 同上

第五 「同上」

〔同上〕

- 〔二〕三 同上
- 〔同上〕
- 〔同上〕

〔同上〕

- （一） 「同上」

「イ 同上」

ロ

ケーブルの種類	絶縁抵抗値（メガオーム）
低圧ケーブル	〔同上〕
加熱終了直前	〇・四
〔同上〕	

〔新設〕

- （二） 「同上」

ケーブルの種類	交流電圧（ボルト）	時間（分）
低圧ケーブル	加熱前 千五百	〔同上〕
	加熱中 六百	〔同上〕
	加熱終了直後 千五百	〔同上〕
高圧ケーブル	〔同上〕	〔同上〕

備考 括弧内の電圧は、「低圧ケーブル」欄のものにあつては使用電圧が六十ボルト以下の低圧ケーブルに、「高圧ケーブル」欄のものにあつては使用電圧が三千五百ボルト以下の高圧ケーブルに適用する。

(三) 略

第六 大型加熱炉耐火試験

大型加熱炉耐火試験は、次により行うものとする。

〔一〕三 略

四 判定

大型加熱炉耐火試験の結果の判定は、試験体が次に掲げる条件に適合しているものを合格とすること。

(一) 略

(二) 絶縁耐力は、ケーブルにあつては線心を一括したものとケーブルラックとの間、バスダクトにあつては導体とダクトとの間及び導体相互間に、次の表の上欄に掲げる電線の種類に応じ、同表の中欄に掲げる五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧の交流電圧を加えた場合において、同表の下欄に掲げる時間これに耐えるものであること

電線の種類	交流電圧(ボルト)	時間(分)
低圧ケーブル及び低圧バスダクト	略	略
ト	千五百	一
高圧ケーブル及び高圧バスダクト	略	略
ト	七千六百(三千八百)	十

〔備考 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

加熱終了直後	略
加熱終了後	略

備考 括弧内の電圧は、使用電圧が三千五百ボルト以下の高圧ケーブルに適用する。

(三) 同上

第六 同上

〔同上〕

〔一〕三 同上

四 同上

〔同上〕

(一) 同上
(二) 同上

電線の種類	交流電圧(ボルト)	時間(分)
低圧ケーブル及び低圧バスダクト	同上	同上
ト	千五百	一
高圧ケーブル及び高圧バスダクト	同上	同上
ト	七千六百(三千八百)	十

〔備考 同上〕

附 則

この告示は、公布の日から施行する。